

【提案・説明資料】

営業所（運行管理者）及び車庫の勤務時間の見直しについて

1. 営業所運行管理者の時差仮眠の導入

- ・勤務終了、開始時間は、原則として BM の出退勤時間（ダイヤ）に連動させ、仮眠前後の準備・手仕舞いに要する時間を考慮することとする。
- ・1 隔勤の垂水支所・北町操車場を除き、時差仮眠を導入する。
- ・北町操車場を除き、仮眠時間を 5 時間 30 分確保する。
- ・仮眠時の手じまい・準備時分については、令和 9 年度の営業所再編に向けて、実測などにより適正化を図る。
- ・北町操車場については、令和 8 年度中の遠隔点呼導入により時間外勤務のない勤務体系を目指す。

【勤務時間の変更内容】

時差仮眠の実施（別紙のとおり）

※ただし、令和 8 年度ダイヤ改正等により、一部勤務時間の変更あり。

【実施時期】

令和 8 年 4 月 1 日

2. 営業所車庫の早出の見直し

- ・営業所車庫の早出については見直す方針とするが、令和 8 年度については、暫定的に、平日の石屋川営業所及び中央営業所のみ早出を継続する。
- ・早出業務で対応していた事項（アドブルーの補充、電球交換、料金箱の不具合等）について、早出以外の時間帯又は運行管理者等で対応ができるように調整する。
- ・運行管理者等で対応できない場合は、車両替えで対応する。

【実施時期】

令和 8 年 4 月 1 日